

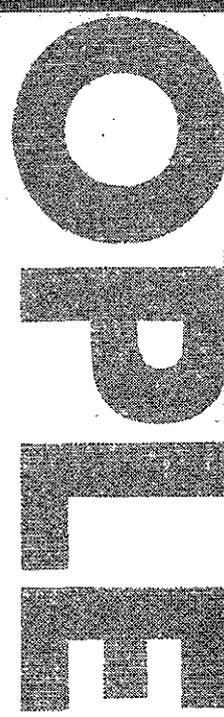
医療事故の再発防止のためにも 被害者がまず救済される新しい制度を

医療事故情報センター理事長

弁護士 加藤良夫氏
Yoshio Kato



「祖父も父も医師で、子どもの頃から医療の現場が常に身近にあり、しかも母は薬害のスモン患者。私はボランティア活動をしながら、被害の実態を目の当たりにしてきたのです。こうして加藤さんは、患者の立場に立つ弁護士」になろうと決意。しかし、「悲惨な被害事例がたくさんあるにもかかわらず、社会はなかなか手を差し伸べようとしない」現状に、加藤さんは弁護士仲間呼びかけて「医療事故相談センター」を名古屋に開設した。昭和五十二年のことだ。医療被害者の駆け込み寺ともいわれ、以来、年間二〇〇、三〇〇件の相談が持ち込まれる。全国的にも医



療訴訟の件数は年々増大し、最近では勝訴率も上昇傾向にある。加藤さんはさらに、患者救済のためにはがんばる弁護士たちのネットワークとして平成二年に「医療事故情報センター」を開設。医療事故を扱うには医学という高度な専門知識を要するうえ、事故の現場が手術室などの密室である場合が多く、医師の権威といった封建性がいまだに存在するという。「一つひとつの事故は大切な教訓を内包しています。しかし現状ではそれを医療に活かさないばかりか、臭いものには蓋」といわんばかりに被害者の訴えをおさえ込もうとする。これでは同じ失敗をくり返すだけではないか」と加藤さんは実践のなかで考えてきた。その結果、「一〇年も二〇年もかかる裁判では被害者は救われないし、再発も防止できない」との結論に達し、提唱したのが「医療事故防止・救済センター」の設立だ。

その構想とは「医療被害者をすみやかに救済するとともに、被害事例から教訓を引き出し再発防止、医療の向上をシステムの改善、患者の権利の確立に役立てる」というもの。具体的には同センターが陪審制によって医療行為と被害の間に因果関係があったか否かを検討し、救済す

べきケースかどうかを判定。救済の必要が認められれば、まずセンターが補償し、患者・家族に代わって医療側に求償する。医療側がこれを認めない場合はセンターが原告となって訴訟をおこすことになる。相当な財源が必要になるが、健康保険のように国民が一部負担するほか、医療者や製薬メーカーなどからも拠出を求めた。今後、さまざまな分野で論議しながら新しい制度が実現に向かえば、日本の医療の仕組みそのものを変換させよう。

「若がもつと医療事故のことを身近に感じ、小さな事故も見逃されなくなれば、それがまた貴重な医療データや被害情報となり、事故を防止するうえで有力な手段となります」。「裁判では賠償という金銭による結果しか得られません。被害者には勝訴したいという以前に、生命を返して、身体を元に戻して」という深い悲しみや切なる願いがあります。このようなセンターの活動によって医療事故の全貌が明らかになれば、事故の再発防止に役立てられるならば被害者も報われます」。

加藤さんの遠大な構想は今、第一歩を踏み出したばかりだが、多くの被害者の希望を担って、着実に全国に広がるうとしている。

加藤さんのお住まいは医療事故情報センター
〒461-0001 名古屋市中区東1-1-35
ハイエスト久屋6階
TEL 052-551-1751

